宍粟市公共料金審議会 会長 様

宍粟市長 福 元 晶 三

宍粟市公共料金改定の諮問について

標記の宍粟市公共料金で、市民の生活に密接な関連がある水道料金の改定について、 宍粟市公共料金審議会条例第2条の規定により、貴審議会へ諮問します。

諮問書別紙

【改定理由】

平成 26 年に市内の簡易水道事業と上水道事業を統合し、市内統一の料金体系の元で事業を経営してきたが、人口減少に伴う料金収入の減少が見込まれるため、改定に向けた検討を行いたいと考えているため。

【改定案】

・水道料金改定案(1ヶ月あたり料金、消費税10%込)

口径	基本料金		超過料金		備考
	現行	改定後	現行	改定後	1 1佣
1 3 mm	1,980 円	2,420 円	154 円	187 円	基本水量 10 ㎡を含む
2 0 mm	2,420 円	2,970 円	154 円	187 円	基本水量 10 ㎡を含む
2 5 mm	2,750 円	3,410 円	176 円	209 円	基本水量 10 ㎡を含む
4 0 mm	6,160 円	7,590 円	198 円	242 円	
5 0 mm	12,650 円	15,620 円	209 円	253 円	
7 5 mm	29,480 円	36,740 円	220 円	264 円	
1 0 0 mm	62,700 円	77,220 円	264 円	319 円	